

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	那智勝浦町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.nachikatsuura.wakayama.jp/forms/info/info.aspx?info_id=35498

執行機関名 那智勝浦町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	那智勝浦町子ども医療費支給条例(昭和48年条例第10号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 那智勝浦町子ども医療費支給条例(昭和48年条例第10号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号) 第1条	那智勝浦町子ども医療費支給条例(昭和48年条例第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、 <u>父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	この条例は、 <u>子どもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		那智勝浦町子ども医療費支給条例 那智勝浦町子ども医療費支給条例施行規則